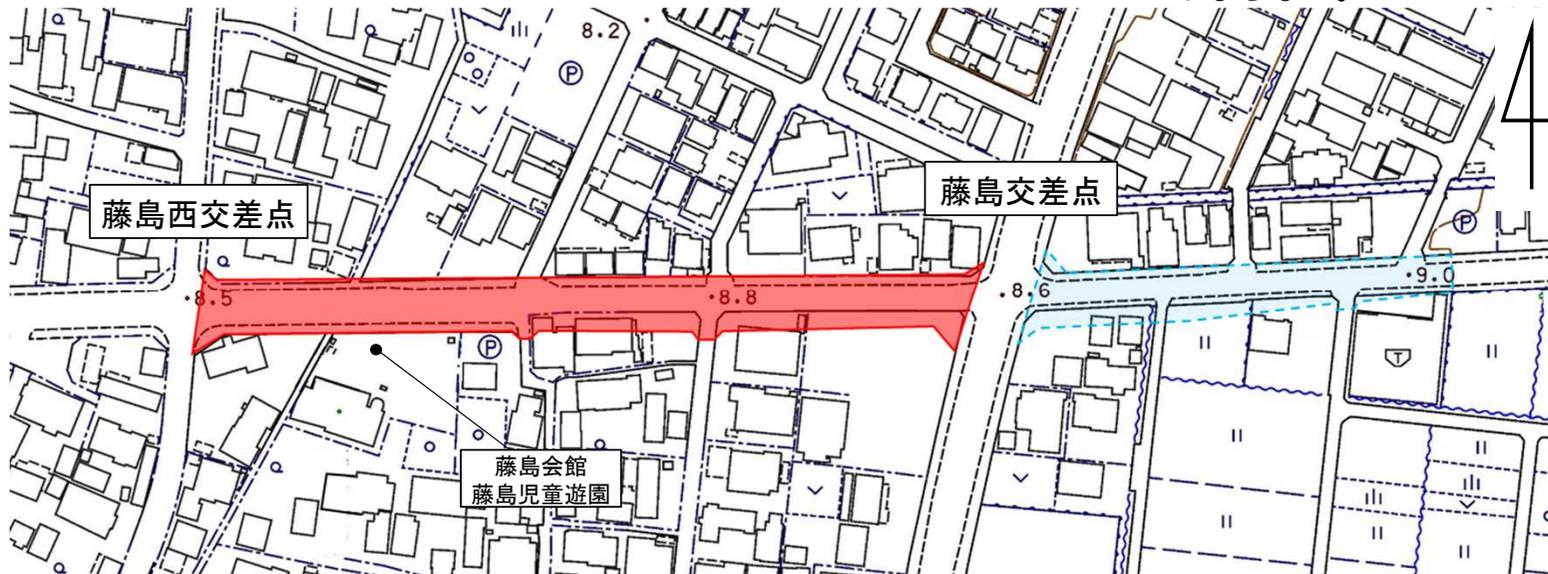


お知らせ

都市計画法第62条第1項の規定により都市計画事業の認可の告示がありましたので、次のとおり掲示します。

- (1) 都市計画事業の種類及び名称
尾張都市計画道路事業3・5・255号北島藤島線
- (2) 施行者の名称
小牧市
- (3) 事務所の所在地
小牧市役所 道路課 小牧市堀の内三丁目1番地
- (4) 事業地の所在
小牧市藤島町居屋敷地内
- (5) 都市計画法第67条の規定による土地建物等有償譲渡の制限について
 1. 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額、当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方、土地建物等に存する所有権以外の権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所を書面で小牧市に届け出なければならない。
 2. 1の規定による届出があった後30日以内に小牧市が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、小牧市と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
 - (3) 1の届出をした者は、2の期間内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。



 都市計画道路北島藤島線【認可区間】

 市道多気中町藤島町梵天線
(北島藤島線関連道路整備)

※市道多気中町藤島町梵天線は都市計画法第67条の適用を受けません。

(問い合わせ先)
小牧市役所 道路課 道路係
☎0568-76-1178